

令和6年8月7日
薬事衛生課
課長 吉田
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質、「知事監視製品」10製品をそれぞれ指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め1, 694製品）を販売等する者は、

- ①販売業の届出
 - ②購入者に対する体内摂取禁止の説明及び説明書の交付
 - ③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め1, 694製品）を購入等する者は、

- ①体内摂取しない旨の誓約書の提出
 - ・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
 - ・県外店舗、インターネット等から購入した場合は、知事に提出
- ②誓約内容の遵守

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

記

1 知事指定薬物（3物質）

「N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類」など3物質

2 知事監視製品（10製品）

「パッケージに「SLOW MOTION XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの」など10製品

3 施行期日

令和6年8月8日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>